「令和5年度大阪府介護職・介護業務の魅力発信業務」企画提案公募に係る質問と回答

令和5年5月16日

■提案内容

質問	回答
+受注者による高校への声掛け・交渉により、実効性が見込めるのであれば提案し	そのような場合であっても、今回は仕様書「6.企画提案にあたっての留意事項」に記載のとおり、提案しないでください。

■実績

質問	回答
昨年度、「高校生フクシのお仕事体験」に参加された高校生の参加動機について、可能な範囲でご教示ください。 ・高校からの紹介または自主的な参加(理由) ・フクシ体験ツアーの参加から など	令和4年度の「高校生フクシのお仕事体験」の参加者数は以下のとおりです。 高校の先生を通じて申込 45名 ツアー経由で申込 2名 個人で申込 6名 個人の志望動機までは把握出来ておりません。
昨年度の 高校生フクシのお什事体験 の参加者の実施月別の内訳についてご教示ください。	令和4年度の「高校生フクシのお仕事体験」の参加者の実施月別の内訳は以下のとおりです。 6月(1人)、7月(4人)、8月(6人)、9月(3人)、11月(4人)、12月(13人)、1月(21人)、3月(1人) ※1月の21人は授業の一環として1校から団体申込があったものです。

■著作権

質問	回答
予算および期間から、プログラムのオリジナル開発は難しいため既存プログラムの中から活用できるものを選定しての事業展開を考えています。成果物として、対象である高校生からのアウトプットをはじめ、事業を通じて得たあらゆる情報はとりまとめ、成果物として納品させていただきますが、ベースとなる既存プログラムそのものの内容およびデータは成果物としない(大阪府帰属の著作物としない)考えです。この点、問題ないでしょうか。	仕様書「7.本業務実施にあたっての留意事項」に「本業務に係る全ての成果品の著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、府に帰属する。受注者は成果品に係る著作者人格権を一切行使しないものとする。」と記載していますが、ご質問内容の様な「本業務実施前から受注者が著作権を有するものの著作権」は受注者に留保されるものとします。そのため、既存のものでも成果品として提出してください。 ただし、そのような成果品であっても、契約期間終了後に庁内や関係団体等に参考として共有する場合があります。(著作権者に許可なく公に上映、送信、展示、頒布することはありません。)参考として共有する場合はどのような範囲までとするか等については、契約締結時に府と受注者で協議することとします。

■応募書類

質問	回答
様式8~12までの提出書類のうち、押印が必要な書類がありましたらご教示いただけますで しょうか。	様式8~12までの提出書類のうち、押印が必要な書類はございません。
様式1~3については、「個人名及び企業名、社章など応募者が特定できる内容の記入をしない」副本の提出が求められていますが、様式1において「所在地」「電話番号「FAX番号」は記載しても問題ないでしょうか。	様式1についてはお見込みのとおり「所在地」「電話番号「FAX番号」のみ記載をお願いいたします。
公募要領「4 応募の手続き(2) 応募書類」の「キ ①法人登記簿謄本(1部)」は履歴事項全部証明書の提出で問題ないでしょうか。	履歴事項全部証明書の提出で問題ございません。
公募要領「8 契約手続きについて」(7)のイについて、契約保証金免除申請書の提出のタイミングと様式についてご教示いただけますでしょうか。	契約保証金免除申請書については、最優秀提案事業者の選定後、契約に際してご提出いただきます。 様式はその際に府から提供します。
「大阪府公募型プロポーザル方式 応募提案・見積心得」の「様式1見積書」の提出は、企画提案書の提出と合わせて行うという理解で問題ないでしょうか。	「大阪府公募型プロポーザル方式 応募提案・見積心得」の「様式1見積書」については、最優秀提案事業者の選定後、契約に際してご提出いただきます。提案金額及び内訳は公募要領「4 応募の手続き(2)応募書類」の「ウ 応募金額提案書(様式3)」で確認・審査いたします。
様式14の提出は、企画提案書の提出と合わせて行うという理解で問題ないでしょうか。なお、受託後に下請けが追加・決定するような場合は、随時提出することで問題ないでしょうか。	様式14その1(元請負人用)は企画提案書の提出と併せてご提出ください。 また、様式14その2(下請人等用)は、以下の考えの基、必要に応じて契約締結時にご提出ください。 い。 ※本業務の再委託は原則禁止ですが、必要がある場合は府と協議し、府の承認を得るものとしています。協議の結果、再委託となった場合は、様式14その2(下請人等用)について府から提出を求めます。
様式14その2(下請人等用)等について、具体的に提出が必要となるケース、下請人の範囲についてご教示いただけますでしょうか。例えば、広報物作成にあたり、チラシデザイン等を外注するデザイナー等も、様式14その2の提出が必要になりますでしょうか。	す。 また、再委託の範囲については業務内容や、何をどこまで下請人等に外注するかによって判断が異なるため、その点についても府と受注者で協議することとなりますが、仮にチラシを作成する場合、デザイン以外にも構成なども含めチラシ作成の全てを下請人等に外注する場合は再委託となり、府との協議の結果、府の承認を得た上で様式14その2(下請人等用)の提出が必要となります。